

# 飼料の品質改善に関する法律一部改正

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律は4月26日法律第84号で公布され、本年10月1日から施行されることになったがその内容は次のとおり。

## 一. 改正の理由

畜産を振興して行くうえにおいて、飼料問題の解決が家畜家さんの生産力の増大、飼養管理方法の合理化、畜産経営の安定等の見地から重要な前提である。この飼料問題の解決については量及び質の両面について従来から種々の対策が講じられているが、量の問題については飼料需給安定法等の適切な運営により処理することになっているが、質の問題すなわち飼料の品質の改善向上を図ることについては、昭和28年4月飼料の品質改善に関する法律が制定され、飼料の登録、検査などが実施されて来た。同法施行後の状況からみると飼料の品質改善上相当の効果をあげているが、なおこれを促進するため、この法律の中心をなしている登録制度に関し若干の改正を加えるとともに、取締の面に必要最小限の強化を図った。

## 二. 改正の要点

### 1. 登録制度

原稿の制度では登録は、製造業者又は輸入業者の任意の申請に基づいて行われ、かつ申請に係る飼料が異物の混入その他著しく品質が劣ることが認められる場合の外、すべて登録を行うという建前になっている。従って登録飼料といっても、必ずしも品質佳良なものといふ難く、登録制度の性格がやや明瞭を欠く嫌いがあるので、登録の基準となるべき公定規格を設け、これに適合する飼料に限り登録を行い、良質飼料推奨制度としての性格を明確化した。

### 2. 公定規格の制度

公定規格の制度については、農林大臣が必要と認める場合、飼料の種類を指定して、その種類ごとに定めるが、なお公正かつ妥当な規格の制度を期するため、製造業者、輸入業者、販売業者又は飼料の消費者においても、公定規格の制度を申し出ることができるとともに、農林大臣は必要と認める場合には、規格の制定

にあたり製造業者等利害関係者及び学識経験者の意見を聞くことができることになった。

### 3. 異物の混入

従来から品質の低下するような異物の混入を禁止する規定があるが、現在流通の所謂粗悪飼料の中には、例えば炭カル、貝ガラ粉等異物とは言いきれない材料を多量に混入したものが何らの表示もなく流通し、ために家畜の生産能力を低下せしめ、甚だしきはその健康を害するに至るといふ事例が少なくない状況にある。これに対処するため、これらの材料を混入した飼料については、その混入物の名称及び混入割合等の表示を強制し、消費者の保護を図り、あわせて取引の公正化を期することになった。

### 4. 権限の委任（法第25条）

この法律の適正な運営を図るため都道府県知事に権限を委任することとし、従来各県でそれぞれ実施することとなっていた販売業者段階の取締につき全国的に統一ある規制を行うことになった。